

会長	副会長	理 事	事務局
		R2 子子保第 1741 号 令和 2 年 9 月 1 日	佐藤

一般社団法人仙台市医師会  
会長 安藤 健二郎 様

仙台市子供未来局長 小林 弘美  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
小児慢性特定疾病医療受給者証の取扱いについて

日頃より、本市の医療福祉行政に対しご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。  
さて、標記の件につきまして厚生労働省からの通知により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、今年度は全国的に受給者証の有効期間を 1 年間延長する取り扱いとなりました。

つきましては、小児慢性特定疾病指定医療機関宛てに、このことを周知する文書をお送りいたしますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

記

【受給者証有効期限延長についての予定】

(1) 小児慢性特定疾病指定医療機関への周知

個別に文書を送付 (別添 1)

(2) 小児慢性特定疾病対象の方 (患者) への周知

個別にお知らせを送付 (別添 2)

小児慢性特定疾病医療費自己負担上限月額管理票を送付

担当 : 子供保健福祉課母子保健係 加藤  
電話 : 022-214-8189



9/3

担当者確認済

R2子子保第1741号  
令和2年9月1日

小児慢性特定疾病指定医療機関 各位

仙台市子供未来局子供育成部  
子供保健福祉課長

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う  
小児慢性特定疾病医療受給者証の取り扱いについて（通知）

日頃より、本市の医療福祉行政に対しご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。  
さて、この度の厚生労働省通知により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、今年度は全国的に小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期間を1年間延長する取り扱いとなりました。

つきましては、ご多忙の中大変恐縮ではございますが、下記の内容につきましてご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、他の都道府県及び政令指定都市で発行している受給者証は取り扱いが異なる場合がありますので、疑義が生じた場合は各発行元にご確認ください。

記

1. 有効期間措置の概要

(1) 対象者

有効期間の終期が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの受給者

(2) 延長期間

現在の受給者証の有効期間の終期に1年を足した日付まで（例1）

なお、対象児童が、現在の受給者証の有効期間の終期の翌日に20歳の誕生日を迎える場合も、1年間有効期間が延長となります。（例2）

【例1】 有効期間の記載が「令和元年10月1日から令和2年9月30日」の場合

…令和3年9月30日まで有効期間延長

【例2】 有効期間の記載が「令和元年10月1日から令和2年3月31日」（令和2年

4月1日に20歳の誕生日を迎える児童）の場合

…令和3年3月31日まで有効期間延長

2. 更新申請について

(1) 今回の措置を受けて、今年度に限り更新申請が不要になります。よって、更新申請のための医療意見書の作成依頼がありましたら、今年度は不要である旨をお伝えくださいますようお願いいたします。

(2) 延長措置の対象となる受給者には、今年度に限り更新申請が不要である旨の文章を郵送済です。また、9月中に、更新申請が不要である旨の再周知と新しい「自己負担上限月額管理票」を受給者あてに郵送予定です。

### 3. 受給者証について

有効期間のみを修正した新しい受給者証の発行は行いません。現在受給者が使用している受給者証の有効期間を読み替えて引き続き使用します。

ただし、次の場合は有効期間の読み替え不要の受給者証を発行します。

- (1) 令和2年7月1日以降に新規申請し、承認された場合は、「新規申請日から令和3年9月30日」までの有効期間の受給者証を発行します。読み替えは発生しません。
- (2) 令和2年10月1日以降に変更申請等を行った場合は、読み替え後の有効期間を記載した受給者証を再発行します。

### 4. その他

#### (1) 高額療養費の適用区分について

医療保険における高額療養費の適用区分については、保険者から仙台市へ連絡された内容を受給者証に記載します。令和2年度は原則として自己負担上限額の階層判定を行わないため、自己負担上限額の階層区分と高額療養費の適用区分が一致しない場合があります。明細書には受給者証に記載された内容をご記入ください。

#### (2) 仙台市国民健康保険の記号番号について

令和2年8月より随時、仙台市の国民健康保険の記号番号が変更（記号が全て「仙台」となり、番号からハイフンが削除されて数字7桁のみとなる）されますが、このことに関する受給者証の変更手続きは不要としておりますので、受給者証の記号番号を読み替えて対応願います。なお、明細書には被保険者証の記号番号をご記入願います。

担当：仙台市子供保健福祉課母子保健係 加藤  
電話：022-214-8189

## 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方へ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は小児慢性特定疾病医療受給者証（以下「受給者証」といいます。）の、有効期間を自動で1年間延長する取り扱いとします。

（例）

現在の有効期間

延長

延長後の有効期間

～令和2年9月30日

～令和3年9月30日

※対象児童が20歳になる場合も、1年間有効期間が延長となります。20歳の誕生日以降も延長された有効期間の終期まで、小児慢性特定疾病医療費支給の対象です。

### 令和2年度の更新申請は不要です

- 現在お持ちの受給者証を引き続きご使用ください。
- 「自己負担上限額管理票」を同封しています。現在使用している管理票のページがなくなりましたらお使いください。

### 次の場合は手続きが必要です

- 住所、氏名、健康保険証、受診する医療機関等に変更が生じた場合
- 市外へ転出する場合
- 新たな疾病に該当することになった場合（医療意見書が必要です）。または認定されている疾病に該当しなくなった場合

### 通院介護料交付について

- 延長された有効期間の終期まで支給の対象となります。
- 対象児童が20歳になる場合は、20歳の誕生日の前日までを支給の対象とします。
- 支給を受けるためには、通院介護料交付の認定申請が別途必要です。通院介護料交付の認定期間は、自動で延長にはなりません。

### 仙台市国民健康保険の保険証をお持ちの方へ

保険証有効期限の満了に伴い、9月中に届く仙台市の国民健康保険被保険者証は、記号と番号が変更になりますが、お手元の受給者証はそのままお使いいただけます（受給者証の変更手続きは不要です。）

変更の内容について、詳しくは9月中に届く被保険者証をご覧ください。

## 自己負担上限月額の再判定を希望する方へ

現在お持ちの受給者証の自己負担上限月額(※1)は、令和元年度の支給認定基準世帯員(※2)の市民税額等により算出しています。

令和2年度の市民税額等が令和元年度よりも減少した場合、申請いただくことにより自己負担上限月額が減額となる場合があります。該当する場合は申請してください。

### ※1 自己負担上限月額

階層区分	自己負担上限月額 (受給者負担割合: 2割 外来+入院)		
	一般	重症患者	人工呼吸器等装着者
A 生活保護等	0 円		
B1 市町村民税 非課税	低所得Ⅰ (~80万円)	1,250 円	500 円
B2	低所得Ⅱ (80万円超~)	2,500 円	
C1 一般所得Ⅰ (市町村民税 7.1万円未満)	5,000 円	2,500 円	500 円
C2 一般所得Ⅱ (市町村民税 25.1万円未満)	10,000 円	5,000 円	
D 上位所得 (市町村民税 25.1万円以上)	15,000 円	10,000 円	
入院時の食事療養費	1/2 自己負担		

#### 『小児慢性特定疾病医療費支給制度における階層区分決定について』

県費負担教職員の給与負担等の権限が道府県から指定都市へ移譲されることに伴い、平成30年度の市民税・県民税から、指定都市在住の方のみ個人住民税所得割の標準税率が、県民税は4%から2%に、市民税は6%から8%に改正されましたが、本制度においては、改正前の標準税率により算出された所得割額(6%)を用いて階層区分の決定を行います。

### ※2 支給認定基準世帯員(税額等を確認する範囲)

対象児童が加入している健康保険	支給認定基準世帯員
仙台市国民健康保険 国民健康保険組合(全国土木建築国民健康保険組合など)	同じ世帯で国保に加入している方
被用者保険(社会保険) (全国健康保険協会など)	<p>対象児童が 被保険者の場合</p> <p>※本人が非課税の場合、支給認定保護者の 収入で判断します</p> <p>対象児童が 被扶養者の場合</p> <p>被保険者</p>

## 高額な医療費が長期的に続く方へ

医療費が高額となり、新たに「高額かつ長期」の要件に該当する方については、申請いただくことにより重症患者として認定され、自己負担上限月額が軽減されます。該当する場合は申請してください。

- (1)受給者証の「階層区分」がC1、C2、Dのいずれかの方
- (2)医療費総額が5万円を超える月が、過去12か月以内に6回ある方

※既に、受給者証に「高額かつ長期」または「重症患者認定」が該当と印字されている場合は、改めて手続きする必要はございません。

※認定されると、申請受付した月の翌月1日(受付日が1日の場合はその月)から新しい自己負担上限月額が適用されます。

## その他 自己負担上限月額が変更になる手続きについて

### ●世帯内按分特例

以下の①または②のどちらかに該当する場合

- ① 対象児童と同一世帯内に、他に指定難病医療費または小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方がいる場合
- ② 対象児童が、申請する小児慢性特定疾病以外の疾病で指定難病医療費の支給を受けている場合

### ●重症患者認定

新たに重症患者認定基準を満たす場合(認定にあたっては医療意見書が必要です)

### ●人工呼吸器等装着者認定

新たに人工呼吸器を装着する場合(認定にあたっては医療意見書が必要です)

## 【変更申請に関する留意事項】

- 各申請様式は、仙台市ホームページにも掲載しています。

仙台市 小児慢性特定疾病 申請

検索



- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送でも各申請を受け付けます。詳しくは担当課までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

- |                                  |                            |
|----------------------------------|----------------------------|
| □青葉区保育給付課 ☎022-225-7211(代)       | □若林区保育給付課 ☎022-282-1111(代) |
| □青葉区宮城総合支所保健福祉課 ☎022-392-2111(代) | □太白区保育給付課 ☎022-247-1111(代) |
| □宮城野区保育給付課 ☎022-291-2111(代)      | □泉区保育給付課 ☎022-372-3111(代)  |

新型コロナウイルス感染症の対策が長期にわたっております。今後も体調の変化にご注意いただき、気になる点がございましたら早めに医療機関にご相談ください。